

暗号資産取引説明書 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）若しくは他のお客様と暗号資産の売買（現物取引）及び暗号資産関連デリバティブ取引〔暗号資産の現物の受渡を行わずに、事前取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済（売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済）により行う取引であり…省略…</p> <p>■ 加入する協会 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会</p> <p>《本取引のリスク等重要事項について》 現行通り</p> <p>レバレッジ取引に関する注意事項 現行通り</p> <p>本取引のルール及び概要 1～18（2）現行通り</p> <p>（3）ファンディングレート（レバレッジ取引） お客様のレバレッジ取引による建玉ごとに毎日ファンディングレート（円）が発生します。 ファンディングレート（円）は、毎日算出し、当社ホームページにて公表したファンディングレートは、当該日の日締め処理時（公表日の翌朝6時59分）のポジションをロールオーバーした時に適用されます。</p> | <p>お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）若しくは他のお客様と暗号資産の売買（現物取引）及び暗号資産関連デリバティブ取引〔暗号資産の現物の受渡を行わずに、事前取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済（売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済）により行う取引であり…省略…</p> <p>■ 加入する協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会</p> <p>《本取引のリスク等重要事項について》 省略</p> <p>レバレッジ取引に関する注意事項 省略</p> <p>本取引のルール及び概要 1～18（2）省略</p> <p>（3）ファンディングレート（レバレッジ取引） お客様のレバレッジ取引による建玉ごとに毎日ファンディングレート（円）が発生します。 ファンディングレート（円）は、毎日算出し、当社ホームページにて公表したファンディングレートは、当該日の日締め処理時（公表日の翌朝6時59分）のポジションをロールオーバーした時に適用されます。</p> |

暗号資産取引説明書 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>削除</u>ファンディングレートは、<u>カバー先との間で受払いを行うファンディングレート等を基に当社が算出した料率を、1日毎に適用します。</u></p> <p>なお、<u>削除</u>算出結果が正の値の場合は、<u>ファンディングレート（円）</u>をお客様から徴収、負の値の場合は<u>ファンディングレート（円）</u>をお客様に付与いたします。</p> <p><u>【計算式】 削除</u></p> <p><u>※削除</u></p> <p><u>※削除</u></p> <p>※上記により算出された各銘柄、建玉ごとのファンディングレートは当社ホームページにて公表します。<u>【 https://www.sbivc.co.jp/leverageCost 】</u></p> <p>以下省略</p> <p>18（4）～24 現行通り</p> <p>25．苦情及び紛争の相談窓口</p> <p>当社は資金決済に関する法律第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条、並びに金融商品取引法第37条の7及び金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の2に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。</p> <p><u>(1)基本方針</u></p> <p>・当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、苦情等</p> | <p>当社のファンディングレートは以下の算式により算出した料率を、1日毎に適用します。</p> <p>なお、下記計算結果が正の値の場合は、当該額の110%をお客様から徴収、負の値の場合は90%をお客様に付与いたします。</p> <p>【計算式】 ファンディングレート = $[(LP \text{ の提示する当該日のファンディングレート}) - (\text{当該日の日本円 1 週間の TIBOR})] / 365$</p> <p>※LP (Liquidity Provider) の提示するファンディングレートは、当社がLPへ手数料を支払う場合は正の値、当社がLPから受領する場合は負の値となります。</p> <p>※1円未満の場合は切り上げを実施します。</p> <p>※上記により算出された各銘柄、建玉ごとのファンディングレートは当社ホームページにて公表します。</p> <p>以下省略</p> <p>18（4）～24 省略</p> <p>25．苦情及び紛争の相談窓口</p> <p>当社は資金決済に関する法律第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条、並びに金融商品取引法第37条の7及び金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の2に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。</p> <p>追加</p> |

暗号資産取引説明書 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>の取扱いに当たっては、<u>関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。</u></p> <p><u>・お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。</u></p> <p><u>・お客様から預かった個人情報 は適切に管理いたします。</u></p> <p><u>・反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。</u></p> <p><u>・お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。</u></p> <p><u>・社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図ります。</u></p> <p>(2) 現行通り</p> <p>(3) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。</p> <p>・お問い合わせフォーム：https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new</p> <p>・有人チャット (https://www.sbivc.co.jp/faqs)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始を除く)</p> <p>・電話：電話による問い合わせ窓口の受付は 2022 年 12 月 30 日を以って終了しております。</p> | <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。</p> <p>・お問い合わせフォーム https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new</p> <p>・有人チャット (https://www.sbivc.co.jp/faqs)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は休)</p> <p>・電話：電話による問い合わせ窓口の受付は 2022 年 12 月 30 日を以って終了しております。</p> |

暗号資産取引説明書 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>・担当部署 <u>企画営業部</u> <u>〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー</u> <u>SBI VC トレード株式会社内</u></p> <p>(4) 当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。</p> <p>・東京弁護士会 紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 <u>4</u> 時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第一東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588 月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第二東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階</p> | <p>(3) 当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。</p> <p>・東京弁護士会 紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階 東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031 月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 3 時（<u>祝祭日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第一東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588 月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（<u>祝祭日</u>・年末年始を除く）</p> <p>・第二東京弁護士会 仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階</p> |

暗号資産取引説明書 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249 月曜日～金曜日午前9時30分～12時/午後1時～午後5時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>（<u>5</u>）暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、本取引についての苦情を受け付けております。</p> <p>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 所在地：東京都千代田区一番町18番地川喜多メモリアルビル4階 電話番号：03-3222-1061 月曜日～金曜日午前9時30分～午後5時<u>30分</u>（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p>（<u>6</u>）金融商品取引業に係る指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）では当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引業に係る苦情を受付けております。</p> <p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 所在地：東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館（東京本部） 電話番号：0120-64-5005 月曜日～金曜日午前9時～午後5時（<u>祝日</u>・年末年始を除く）</p> <p style="text-align: right;">(2024年11月<u>6</u>日現在)</p> | <p>第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249 月曜日～金曜日午前9時30分～12時/午後1時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）</p> <p>（4）暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産取引業協会においても、本取引についての苦情を受け付けております。</p> <p>一般社団法人日本暗号資産取引業協会 所在地：東京都千代田区一番町18番地川喜多メモリアルビル4階 電話番号：03-3222-1061 月曜日～金曜日午前9時30分～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）</p> <p>（5）金融商品取引業に係る指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）では当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引業に係る苦情を受付けております。</p> <p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 所在地：東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館（東京本部） 電話番号：0120-64-5005</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月23日現在)</p> |